

利益相反に関する事項

以下の事項を確認し、投稿者が責任をもつものとする。

- ① 企業や営利を目的とした団体(以下「企業など」という)の役員、顧問職、寄付講座に属する者
一つの企業などから年間 100 万円以上の報酬を受け取っている場合
- ② 研究に関連した企業などの株の保有
一つの企業などについて株式から年間 100 万円以上の利益(配当、売却益の総和)を取得した場合、または、当該企業の発行済株式全数の 5%以上を保有している場合
- ③ 特許権使用料
研究に関連した企業などから特許権使用料として支払われた金額のうち、一つの特許権使用料として年間 100 万円以上の場合
- ④ 日当・出席料・講演料など
研究に関連した一つの企業などから支払われた日当・出席料・講演料などが年間 50 万円以上の場合
- ⑤ 原稿料
研究に関連した一つの企業などから支払われた原稿料(パンフレットなどの執筆)が年間 50 万円以上の場合
- ⑥ 研究費
研究に関連した一つの企業などから支払われた研究費のうち、一つの臨床研究に対する総額が年間 200 万円以上の場合
- ⑦ 奨学寄付金(奨励寄付金)
研究に関連した一つの企業などから支払われた奨学寄付金(奨励寄付金)が、1名の研究責任者に対して年間 200 万円以上の場合
- ⑧ その他
研究に関連した一つの企業などから受けたその他の報酬など(研究とは直接関係のない旅行や贈答品など)が年間 5 万円以上の場合

(日本母性衛生学会参考)

利益相反に関する署名

投稿者は、利益相反に関する事項を確認しました。

署名日 年 月 日

発表題名

筆頭者署名

共著者署名